

災害時における医療材料等の供給に関する協定書

和歌山県かつらぎ町

株式会社スズケン紀北支店

災害時における医療材料等の供給に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と株式会社スズケン紀北支店（以下「乙」という。）は、災害時において乙が医療材料等の供給体制を維持することで甲の医療救護活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域及び近隣地域において地震・風水害・その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、甲が実施する医療救護活動を乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等における医療材料等の確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書（別紙様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急時には電話またはその他の方法をもって乙に要請することができる。

- ①災害時の状況及び支援を要請する理由
- ②支援を必要とする医療材料等の種類及び数量
- ③その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置を取るものとする。

- 2 供給する医療材料等は、乙が災害等の発生時に在庫している医療材料等もしくは調達供給可能な医療材料等とする。
- 3 乙は平時より災害等に備えて供給体制を整えておくこととする。

（価格）

第4条 甲が乙に納品する医療材料等の価格は、平常時における乙の市販標準価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 災害発生時に新規採用された医療材料等については、災害発生時における適正な価格とする。

（納品・引取）

第5条 医療材料等の供給のための輸送は、関係法規に則り、原則乙の責任において甲へ搬入し供給することとする。

- 2 甲は、乙より医療材料等の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、行政機関等が災害対策本部を設置し、当該対策

本部へ医療材料等を一括納入するよう指示があった場合は、甲及び乙はこれに従うものとする。

(免責)

第6条 乙に責めに帰すことができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

(有効期間・更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日より翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも契約の変更または解約の申入れのない場合は、本協定はさらに1年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本契約2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 4年 7月 25日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 貝 印

(乙) 和歌山県和歌山市加納 295-15

株式会社スズケン紀北支店

支 店 長

三 塚 印